視点

児童養護福祉の現状を直視し、社会が正面から立ちむかう

No.189 2004年12月

死につながる児童虐待事件が後を絶たない。なかでも本年9月に栃木県小山市で起きた事件は、人の愛を知ることのなかった幼い兄弟が尊い命を絶たれ、なんとも言いようのないほど心の痛む出来事であった。両親の離婚で父親に引きとられた2児は、父親に育児を放棄され、同居していた父親の知人に虐待され続けた後、誘拐され殺害されてしまった。しかもこの事件では、児童相談所は2児が祖母の家から虐待されていた容疑者のアパートに戻ったのを確認していながらも、そのアパートを一度も訪問しなかったという。

ところで、親の死亡や病気、虐待、親の養育拒否、離婚による養育困難などで、親と一緒に暮らせない子どもは全国で3万数千人おり、うち2千人余りの子どもは、養育家庭と呼ばれる養子縁組を前提としない里親のもとで育てられているが、圧倒的に多くの約3万人の子どもは児童養護施設等の児童福祉施設で集団生活している。

児童養護施設の在所率は、昭和22（1947）年の児童福祉法制定当時は、戦災孤児や引揚孤児が多く施設数も少なかったことから100%をはるかに超えていたが、その後、昭和30年代から50年代にかけて80%台後半から90%台で推移し、昭和59（1984）年から平成5（1993）年までは減少傾向にあった。しかし平成6（1994）年以降は上昇に転じ年々高まっている。その主な理由は、実の親等による児童虐待が近年著しく増えてきたからである。特に、4年前の児童虐待防止法の施行を契機に相談や発見・通報が促進され、全国の児童相談所が扱った児童虐待件数は昨年度で約2万7千件と、この8年間で10

倍に急増してる。児童虐待防止法の成立にあたっては、「児童養護施設の改善」が全会派一致で付帯決議に盛り込まれたが、具体的な改善が実質的には行われなかったために、全国550余の児童養護施設はどこもほぼ満員になりつつある。

児童養護施設では、虐待を受けた子どもなど複雑かつ多様な課題を抱える子どもの心のケアをはかりながら健全な育成と自立の支援に努めているが、急増する虐待を受けた子どもへの対応は、専門性も必要とされることなどから職員の努力の範囲を超え、職員の精神的・身体的な負担は限界に近づきつつある。時として、施設内における子どもへの精神的・肉体的・性的虐待という悲しむべき事件も発生し、裁判中の事案も少なくない。

児童養護福祉においては、この他にも重要な課題が山積している。例えば、児童相談所の体制と職員の質の問題は事件が起きる毎にマスコミでも大きく取り上げられている。虐待者から体を張って子どもを救い出そうとする感性と情熱・行動力のある職員が求められるが、現場からは、多い担当件数と長時間勤務、親や腰の引けた上司とのやりとりによるストレスの蓄積などで心身ともに疲れ切り、それどころではないという声も聞かれる。事実、児童相談所の担当職員は約3年で他部署に移動するとさえいわれている。児童相談所の大都市偏在や学校・警察等の関係機関との連携の悪さも指摘されているが、こうした状況にもかかわらず、小泉内閣の三位一体改革で国の児童虐待対策関係費が削減されようとしていることは、残念ながらあまり知られていない。

児童養護施設のグループホーム化も重要な課題である。児童養護施設はかつての孤児院が発展した施設が多く、20人以上の施設が8割近く占めているが、子どものためには地域社会に溶け込んだ家庭的な養育環境のなかできめ細かな対応が求められている。こうしたことから、平成12（2000）年度から5～6人の地域小規模養護施設（いわゆるグループホーム）の設置が認められるようになってきた。しかし昨年度までは職員1人分の施設運営費しか公的補助の対象となっていなかったため、全国で26カ所（平成14年度）しか設置されておらず、しかもその3/4は特別加算制度のある東京都に集中している。今年度からは施設運営費が引き上げられ施設整備費も公的補助の対象になったが、

あまりにも低額であるうえに本体施設を持つ社会福祉法人等でなければ事実上設置できないことなど、まだ現実に即した施策になっていない。

さらに、18歳になった施設退所者の自立援助もますます重要になっている。児童養護施設児童の高校進学率は7〜8割と低いが、子ども達は高校を卒業すると施設を出なくてはならない。しかし一人暮らしや就職の際の保証人、金銭的支援は、多くの子どもにとっては巣立った施設しか頼りにできないのが現状である。平成10（1998）年の児童福祉法改正で、退所者の自立援助ホームはアフターケア施設として法的に位置づけられたが、国の補助金は同規模の児童養護施設の1/6程度であり、同ホームは全国で20カ所しかない。しかも、どこも厳しい運営を余儀なくされており、増えるどころか閉鎖に追い込まれるところも出てきている。大正8（1919）年に婦人矯風会の外国人宣教師達によって設立された社会福祉法人・興望館（東京、長野）は、10年以上前から退所者の自立援助ホーム「もみの木」（定員6人）を運営してきた先駆けであるが、「善意と情熱に頼る運営には限界があり、自立援助ホームは今年度で一時休まざるをえない」（野原健治館長）という。

子どもが、労働力ではなく“未来を担う社会の宝”として社会的・法的に意義づけられて半世紀以上経つ。「子どもは家庭内で育つのが最も自然で望ましい」という考えで里親制度が古くから発達している欧米先進国と日本を単純に比較することはできないが、西欧福祉国家では、児童養護福祉は高齢者福祉より古い歴史をもっている。これに対し、わが国では高齢者福祉より10年も20年も遅れていると言われている。また福祉関係者からは、所得もなく選挙権もない子どもを対象とした児童養護福祉の事業は、今日、最も難易度の高い事業の一つと見られているが、だからこそ、経済大国日本に潜むこうした現状を直視し社会全体が「親」となって課題に正面から立ち向かう必要がある。

福祉という言葉もなかった明治時代に、岡山で3千人もの孤児達を命をかけて救った石井十次と彼を財政面で支えた大原孫三郎の生涯を描いた「石井のおとうさんありがとう」という映画（現代プロダシクョン）が、いま若者の間で静かに共感を呼んでいると

いう。社会保障総合改革の議論では、年金や医療・介護が中心になるのは当然であるとしても、児童養護福祉の今後のあり方についてもしっかりとした議論が交わされ、福祉国家を支える友愛と連帯の思想、新しい価値観が醸成されていくことを強く望む。（地の塩）

ＨＰ ＤＩＯ目次に戻る ＤＩＯバックナンバー